

正副会長と近畿支部の語る会

出席者

日本弁理士会

会 長 木下實三 総括副会長 佐藤辰彦

副 会 長 丸島儀一, 浅賀一樹, 吉田芳春, 福田賢三,
杉本ゆみ子, 吉田 稔, 井上 一

調査室長 仁平 孝

日本弁理士政治連盟 会長 森 哲也

副会長 加藤朝道

知的財産支援センター 副センター長 井内 龍二

近畿支部 支部長 三枝英二

副支部長 永田良昭, 矢野壽一郎, 柴田康夫,
本庄武男, 西森正博, 濱田俊明

近畿支部会員

平成 16 年 6 月 11 日 (金) 開催

矢野 「正副会長と語る会」を開始いたしたいと思
います。

「正副会長と語る会」, 大体の日程といたしまして, 正
副会長会の方から, 説明, 約 30 分を予定しております。

その後, 知的財産支援センターの方から説明 10 分。
その後, 日本弁理士政治連盟から 10 分という事になっ
ています。その後, 支部会員から出ております質問事項
等に答えながら, 語る会を進めていきたいと思ます。

では, 開会の辞。支部長あいさつ, お願いします。

三枝 ご承知のように知的財産立国構築への動きは
著しく活発化し, 産学官がそれぞれの立場から知的財
産の創造, 保護及び活用に積極的に取り組んでいます。
日本弁理士会は, この動きを支援し, 知財立国の構築
を実現させなければなりません。

木下会長は弁理士会の内部的充実として, 役員制度,
支部制度の組織の充実を図ると述べておられます。現
在, 近畿支部には近畿地区の地方公共団体, 大学等か
ら多数の協力要請が出されており, 近畿支部はすべて
の要請にこたえています。

支部があるからこそ, 近畿地区の知財立国への動き
を支援できると確信しています。今現在, 弁理士会の
支部は, 近畿支部の他に東海支部があるだけで, 東京
地方を含めた関東地区にはなく, また, それ以遠, 及び

近畿地方以遠の地域には存在しません。果たしてそれ
でよいのでしょうか。支部のない各地方の公共団体,
大学等は近畿地方と同様に, 弁理士会のサポートを要
請したいと考えるでしょう。しかし, 要請するにも,
その地方には弁理士会の支部組織が存在しない。東京
には弁理士会の本部があっても, 本部は会全体のため
の組織であって, 東京地区や他の特定地区の公共団体
等の動きをサポートする事はできない。支部があつて
こそ, 地方の動きをサポートできると考えます。

しかも, 近年, 弁理士の数が急増しています。若い
会員のためにも, 支部活動を通じて地方の発明の発掘・
保護・活用, 更には, 地方における周辺業務の発掘等
を通じて弁理士の業務を増大させ, また, 業務範囲の
拡大を図らなければならないと考えます。どうか本会
会長及び副会長におかれましては, 東京地方に支部を
つくる事をも念頭に入れて, 弁理士会の組織改革に取
り組んでいただきたいと思ます。

矢野 続きまして, 日本弁理士会の正副会長の方か
らよろしくお願いします。まず木下会長からよろしく
お願いいたします。

木下 今年度, 日本弁理士会の会長を務めます木下
實三でございます。

支部の皆さんには, 常日ごろお世話になっておりま
して, 大変感謝しております。

今年度の事業計画等につきましては, 後ほどもう少
し詳しく時間をとって説明させていただきますが, そ
の中の一つに, 地域への支援ということを盛り込んで
おります。これは, 近畿支部の方々のお陰で, 大変支
部活動も活発になり, 地域での知財支援がうまくいっ
ている, そういう成功事例をぜひ全国に広げていき
たいと思っております。

先ほど三枝支部長の方から支部の立ち上げのお話
がありましたが, 今, その方向で, 役員・組織検討委員
会の方で検討しております。

先日, 6 月 8 日に, 高知県に行つてまいりまして,
橋本知事とお会いし, 前年度から当会知的財産支援セ

ンターが活動してきた高知県への支援を、今年は県と支援協定を結んでやるということになった為、協定を締結してまいりました。知事からも、ぜひやってほしいという話がありましたし、なかなか県単位での協定というのは、我々としても力に限りがありますので、難しいとは思いますが、できるだけ広げていきたい。それとは別に、タウンミーティング等も開催していきたいと思っております。

それから、近畿支部の方には、先程ご紹介がありました、7月3日、本当は7月1日が「弁理士の日」ですが、土曜日にあわせて3日にイベントを開催したいということで、7月3日になっていますが、このイベントに大変なご協力を戴き、これも重ねて感謝しております。

いずれにしましても、今年度、先程申しました地域支援というのを大きな柱の一つとしておりますので、ぜひ近畿支部のお力もかりていきたいと思っております。

16年度の事業計画は、まず、「夢のある弁理士制度、知財立国の実現のため、内部の充実と外部への機動的対応を！」ということキャッチフレーズにいたしまして、1年間、事業展開していきたいと考えております。

これを受けて、まず1番目が、「内部の充実を諮り、夢のある弁理士制度のための基盤作りを目指す」。2番目が「社会的要請に機動的に対応し、知財立国実現への貢献と弁理士のプレゼンスの向上に努める」という2点を中心に活動してまいりたいと思っております。

次に、我々を取り巻く環境というのは、ご存じのように非常に大きく変わってきております。弁理士会内部の問題としては、第1次、2次の改正が行われ、業務範囲が拡大し、また、特定侵害訴訟代理制度が誕生する。その一方で、新規合格者が非常に増え、質的・量的に大きな変化がある。外部の変化も大きなものがあり、先程三枝支部長からお話があった知財立国宣言以来、大きな国家としての知財戦略が次々展開され、どんどん知財に関する環境が変わっている。また、発明の対価をめぐる高額訴訟等も出ておりますし、海外では模倣品の問題等がございます。このように大きな変化をしている時に、日本弁理士会としてどう対応すればいいのかという事で考えたのが、夢のある知財制度、知財立国実現のために内部の充実を図ると共に、外部へ機動的に対応するという行動指針でございます。

まず、内部の充実という事でございますが、知財を支える人材の育成というのが大事であろうと考えてお

ります。それには研修が大事でございます。最近、いろんなところへお訪ねしてお話を聞きますと、弁理士に求められるものというのが非常に多様なものになってきております。従来は、いわゆる専門の範囲について十分な知識を持っておればよいという事でしたが、今はそれだけでは足りない。いわゆるダブルメジャーといいますか、専門と、それ以外に、もう一つ何かプラスアルファのものをという要望があります。そのプラスアルファのもの、企業あるいは社会の求めるものはその相手方によっていろいろ変わると思います。ある程度、大きな会社ですと、技術的な先端分野についての知識を求められるでありましょうし、中小企業にあっては、むしろ経営と一緒に関与してくれ、いわゆる製品等についての目利きが必要であるという所もあるかと思えます。そういう意味で、これからいろんな形の研修を展開していきたい。それによって会員の皆さん方により力をつけていただき、社会で活躍していただくという事になればと考えております。

業務環境の変化に伴いまして、実態調査も行い、これを踏まえて、更に今後の指針にしていきたいと考えております。

それから、三枝支部長の方からも強い要望がありました組織の充実という点もぜひやっていきたいと思っております。従来から、役員制度についてはかなり検討しておりましたが、今年度は、それに加えて、支部制度にも立ち入って検討していきたい。年内には何らかの方向性を出したいと考えております。

また、対内的な人数の増加に伴い、コミュニケーションをより充実させていきたいと考えております。6月10日現在、会員数は5,690名を数えています。間もなく5,700名、年度内には6,000名を超えるであろうと考えています。そういう中で、会員とのいろんな形でのコミュニケーションの充実というものを図っていく必要があると考えております。

一方、外部へ向けての機動的な対応でございますが、何と言っても知財推進計画への機動的な対応というのが求められていると思えます。

また、先ほど既にご説明いたしました、地域への対応ということも考えています。今、弁理士会としては、知的財産支援センターを中心に色々な支援活動をしてありますが、これに加えて、今年度は“地域活動促進本部”というものをつくり、この本部長に前近畿支

部長でありました杉本勝徳先生になっていただき、近畿支部での活躍を全国に展開していきたいと考えております。これは、ある意味では弁理士の地域的偏在の問題点への解決にもなるのであろうと考えております。

次に、国際的な対応も重要であると考えております。海外の代理人との交流等、国際協力等を従来どおり進めてまいりますし、その中心となっております国際活動センターについては、附属機関化も視野に入りたいと考えています。

最後になりますが、内部だけではなく、外部へ向けてのコミュニケーションの充実というものも図っていきたくて考えています。

外部へのコミュニケーションの充実は、基本的には、広報センターの活動強化という事でやっていきたいと思いますが、外部の専門家等の活用も図り、また、外部の他団体との連携も強めていきたいと考えております。

外部団体、殊に経済界においては、従来、知的財産協会さんとの付き合いが主でございましたが、経団連等その他の団体との連携も深めていきたいと考えております。もちろん他士業、特に日弁連等との連携も深めていきたいと考えております。このような活動をする事によって弁理士のプレゼンスの向上というものが図れるのではないかと考えております。

佐藤 「日本弁理士会・弁理士が抱える課題」は大きく分けて、まず第一に、改訂された知財推進計画の関連の課題、それから、現在の日本弁理士会そのものが抱えている課題、これが2つ、3つ目、我々個人の弁理士そのものが抱えている課題という形で抽出しております。

知財推進計画に関連する課題については、今、当面、一番大きな課題とされているのは弁理士の人材育成という問題です。ご案内のとおりロースクールが始まり、これから大量の弁護士が創出される。それは、当然、我々隣接業種として大きな影響を受けることは明らかです。

更にもう一方、新しい弁理士制度の中で、毎年、500人、600人というふうに、多分、今年は600人以上であろうと言われるぐらいの大幅な増員がなされて

いる。その中において、我々が、弁理士として社会において存在位置を明確に確保して、更に発展させていくためには、どうやって我々が生きていくべきかという事を定めなければならないという事が今一番大きな課題であろうと思っています。更に、試験制度を含めて、この人材育成問題については、今年はどうしても答えを出さなくては行けないと考えています。

それから、知財推進計画関連の問題としては地域対策の問題があります。この問題は、知財によって地域振興するという事が、今、政治課題となっています。また、今回の推進計画において、この部分について相当の項目が盛り込まれました。これを知財の専門家としてしっかりと支え、実現していく事が我々の課題だという事で、これは避けて通れない、今年度の大きな課題だと思っています。

先ほど来、お話がございます支部問題、それから役員制度の問題、これは、もう現実の問題として近々にもでも解決していかなくてはならない問題だと正副会長会としては認識しております。そういう意味で、先程来、お話がありますように、近畿支部、東海支部の成功例を踏まえて、全国の組織化、更に、それを踏まえた上での役員制度の構築という事について、できるだけ年度内に可能な限りのものをまとめるという事で考えております。今の予定では、少なくとも12月の臨時総会と来年の3月の臨時総会において、何とか実現しようという意気込みでやっています。

それから、こういう知財推進計画のいろんな課題に対応するためには、組織の強化という問題と共に、各個人の弁理士の業務基盤の充実という事がもう一つ大きな課題であろうと認識しています。そういう意味で、弁理士個人個人の業務基盤を充実させるためには、やはり研修のあり方、それから、事務所基盤である業務法人のあり方、それから、実際に審査迅速化法に伴う運用に対応する方策等について、しかるべく検討を進め、実際に会員が業務をしていく上で、より効率的に、より適切にできるように正副会長会としては対応していかなければならないと思っております。

丸島 次に、知的財産推進計画についてご説明させていただきます。

まず1番目ですが、「日本弁理士会が取組等の責務

を負う部分」, 推進計画上, 19 ページで, 人材情報の提供というところで, 弁理士も関係しております。ユーザーに情報提供することに努力しろという事が義務づけられております。

「権利取得と明細書の充実」というところで弁理士が責務を負っているという感じでございます。

「裁判外紛争処理を充実する」, これが結構大きな要素を占めると思います。今, ADR 法が検討され, 11 月頃, 各士業で ADR の事についての法改正が予定されていると思うんですが, ここに例示で書いてありますが, 知的財産の評価, あるいは標準化に関する問題, あるいは, 今, 水際で特許権侵害物品が禁制品という事になりまして, 税関が税関長の判断でとめておりますが, これ, 取り下げに持っていきこうという事も推進計画に入っています。こういう取り下げになった時に, 一応, 仲裁という事も利用して弁理士会で関与できないかというような事も今検討しておりますので, いずれにしても, ADR が広い意味で関係してくるのではないかと思いますので, 非常に重要なポイントになっていると思います。

侵害品, 模倣品の問題に対してネットワークを構築しましょうという事もあります。

それから, 大学とかベンチャー支援のために, ライフサイエンスとか先端技術に強い弁理士の育成, あるいは, 地域展開への弁理士の研修といった事が記載されております。

また弁理士試験制度についても触れています。これについて, 速やかに検討を行うという事になっております。今, 大量の弁理士が誕生しているわけですが, これを量的・質的の拡大を図るという前提から, 見直しも必要ではなかろうかという事で, 弁理士会にとっては非常に重要な項目となっております。

それから, 次が付記弁理士に関係したところでございます。

それから, 6 番は, これは守秘特権の問題で, これについて, さらに検討を継続しますという内容でございます。

7 番, これは人材育成, 活用のあり方について検討を行う, いわゆる弁理士等知的財産専門人材についての問題でございます。

信託の問題ですが, 流通・流動ということで知的財産を信託業の中に対象としたということ。あるいは, これを発展して, 証券化という事も今計画されているわけですが, ここで知的財産を信託の対象にした事によって, 受託会社が知的財産の仕事ができるようになるというのが弁理士会にとっては一応関係する項目でございますが, 今, そういう方向で進行しているという事の意味では非常に関係が深い。特に, 出願前の特許を受ける権利, これも対象にしようという事になっておりますので, この辺が関心のあるところじゃなかろうかと思えます。

それから, 戦略的な管理や資金調達における信託制度の活用状況を踏まえ, 知的財産を商品化していこうという動きです。

中小企業・ベンチャーが知的財産に対する理解を深め, 戦略的に活用できるよう環境を整備する。この辺が弁理士にサービスのネットワーク化を形成してほしいという意味合いです。それで, 地方への展開を図るという事でございます。付記弁理士が誕生したという事と, それから, 制度の運用状況や活動状況を見て, 特定, 単独受任等の検討も含めた将来の検討がここに記載されている。2003 年度以降と書いてあるのは, 2004 年度以降検討を行うという事でもあります。

今, 法科大学院の問題と MOT の問題は, 推進計画で記載され, 実行に移っているんですが, 知財の専門職大学院というのは一向に設立されていないという事, 知財の専門人材を積極的に育成すべきという事を弁理士会でも大分主張していましたが, 大学や大学院における知財教育を支援するという, この「支援する」という言葉が入って, これは, 2004 年の推進計画に初めて入ったんです。これは, 文科省が, 本来は大学の自治の問題で, 大学自身がやるべきだという考えがあったんです, 専門職大学院というのは, 大体, 学校を持たない大学院で, 経営が非常に困難だという事と, それから, 学生の負担も多くなっているんです。そういう事で, 知財専門職大学に支援しろという事を大分お願いしていたんですが, これが入ったという事で, 非常にこれからの弾みになるのではないかと期待しています。

要は, 推進計画で弁理士会に一番影響する, 直接に

影響する項目がありますけど、大きな意味では、どちらかという、専門の範囲というよりは、非専権の分野がずっと広がってくるんじゃないかなと想像される事です。こういう中で、いかに弁理士の、新しく誕生した人も含めて、参入するような、そういう意識と、それから母体をつくる必要があるのではないかという事で、今、正副会長で考えておりますのは、弁護士会と一緒に活動しております仲裁センターです。あれは、名前が日本知的財産仲裁センターとなっておりますけれども、ワンストップサービスができるような、大きなそういう組織をつくって、そこで全てのもの、ADR関係、非専権の評価も含め、調査も含め、あるいは、標準化の日程、プール制の管理会社を含めたり、信託も入るでしょう。色々な事を一緒にできないかなと。そういうところで、まずは活動する母体をつくる事によって各弁理士がそこへ参加して仕事のできるような事になるのではなからうかという事を一応想像して、今、動こうとしております。

井内 次に知的財産支援センターの方の活動状況を説明したいと思います。

大きく分けて、支援項目、支援対応、支援手法と分けて整理して書いています。支援項目の方では、発明相談、その中で、法域は工業所有権プラス周辺業務範囲。内容は、出願、発掘、流通。本年度強化項目として、弁理士、過疎化地域に対する発明相談強化と演習・講習ということで、知識向上、実務的演習、明細書記載、中間対応、無効審判、具体的商標類似等。ここからは、実務的演習という事で、一般セミナーとはちょっと違う事をやっているわけです。これは、実際に参加していただいた人に自ら考えてもらって、いろいろ皆さんで検討し合うというような事もやっております。

支援対応としましては、地域で地域内循環型、地域内1ヵ所固定型、大都市も中小都市もやる。

支援方法は、プラン策定から実行までの一貫支援、協同もある。ミーティング等への参加提案等。実行時における人材派遣、こういうのもデータベースに基づいて適切な人を派遣する。

組織としては、総務部、第1事業部、第2事業部、第3事業部、出願等援助部と分かれています。

第1事業部の方では、主に発明相談、全国一斉無料

発明相談会というのをやっています。あと、一般向けセミナー、特許セミナーです。それと、小・中学校支援というような事もやっています。教育現場への弁理士派遣。あと、特許流通フェア協力というのも第1事業部で活動しています。

第2事業部の方では、大学支援事業というのを主にやっております。沖縄知的財産権セミナー支援事業、発明展への審査員、表彰者の派遣、大学向け専門セミナー、知的財産セミナーというような事です。

第3事業部の方では、中小企業、ベンチャー支援というような事をやっております。実際、今、やっているのは、昨年度から引き続いて、総務省と組み、ITベンチャー支援というのを全国7ヵ所でやろうとしています。地域としては、北海道、新潟、金沢、名古屋、松山、鹿児島、沖縄。これ、5回シリーズを7ヵ所で行いますので、一応、私の方で、全部で35回になるんですが、それを全部統括しています。

あと、島根県支援事業、これは県の方と組んでやっていますけれども、これが12回ぐらい、セミナー等、演習等を予定しています。高知県支援、これも全部で10回位のセミナーを予定しています。

あと、各、経済局特許室の方からも、支援要請が来そうで、とりあえずは北海道の方から支援要請が来ており、それも6回位のシリーズの講師の派遣という要請が来ています。

出願等援助部では、一般個人、中小企業等に対する特許出願と援助申請を審査して、合格者については、貸し付けるか、全額支援するというような支援を行っています。

基本的に、過疎化地域への支援というのが主になっていますので、近畿支部、東海支部等、支部のあるところに対する支援は、基本的には入っていません。ただ、この前の総務省ITベンチャー支援等の本庁と一緒にやるというような時は、近畿支部と一緒に協力をやらせていただいています。

島根県支援においては、過疎化地域の支援を始める前は弁理士の数が0だったんですけれども、現在は、主たる事務所が2つと従たる事務所も1つできてきていまして、実際、弁理士の数をある程度増やすところまでできております。

高知県の方の支援に関しても、一応、県のレベルでは、初め、出願が県として5件位だったのを、予定としては100件位まで考えているという事で、やはり支援によってかなり掘り起こしの方は成功してきています。ですから、そこにやはり定住的というか、そういう弁理士の事務所が開けていくと、過疎化地域の問題はかなり解決してくる。そういう支援を通して、支援センターの方では、全国くまなく、県に5カ所位の事務所が開けるような掘り起こしをやりたいと思っています。

特に、今ちょっと問題になっていますのは、先ほど近畿支部の方の会合でありましたが、支援員の質という問題がありまして、大学へ支援員を送ったけれども、なかなか満足してもらえるような支援が実際のところできていない。大学は、中小企業と違って、各大学でポリシーが違うという事もあって、そのポリシーも把握して支援をしないとイケない。かなり特殊な面もありますので、そういうのに柔軟に対応して、よく勉強のできた支援員を派遣する必要があるという事で、支援センターの方では、そこらの支援員の質の確保を考えて、研修を行って、できた人をやはり派遣しているところなんです。

高知に行きまして、「知的創造サイクルのうちで、行政機関が民から知財を使ったものを買い上げていい公共工事をするという事は考えるべきじゃないでしょうか」というような提案をさせていただいた時に、「行政側の方では知財を、公平に評価して、いい技術を目利きして取り上げていくというようなスタッフがやはりいない。」ということでした。だから、そういう事でも、我々の方である程度支援をしていくような体制も構築していかないとイケない。そうすれば、公共工事にも最新の発明が採用され、すばらしい国づくりができていく流れができてくるという事で、専門部分以外のところで非常に質の高い支援というのが求められてきていますので、それに応じていけるような支援員を育てていかないとイケない。それについては、先ほど、近畿支部はもう支援の対象には入っていませんと言いましたが、支援員の研修とかいったような事については、やはり一緒に全国的にやっていきたいと思っています。

基本的には、「地域の支援は地域でやる」。支援センターはあくまで手助けなので、地域の支援は地域で行っていただける力をつけていっていただきたい、支援センターはあくまで橋渡しの役割であると思っています。

森 続きまして、弁政連報告をさせていただきます。平成11年に知的財産制度に関する議員連盟というのを自民党の中につくっていただきました。これはまさに弁理士制度のための議員連盟でした。おかげさまでこの議員連盟の活動が非常に活発化しまして、今は小泉総理の知的財産国家戦略のところまで高められました。そこで、今年の3月になりまして、私ども弁政連が活動し、自民党の中に弁理士制度の改革推進及び地方展開に関する議員連盟を結成していただきました。これは非常に画期的な議員連盟だと思われまます。早速効果があらわれて、「推進計画」の中に人材育成というところがございます。これは、知財の人材の中心的な役割をなしているのは弁理士であるから、この弁理士制度の改革からのアプローチが必要であるという議論が自民党の知財合同会議の中に出されまして、そこにかけてきた知的財産推進計画の中に、2004年度から弁理士等知的財産専門人材に関する現状の把握と将来のニーズの分析を踏まえ、人材育成や活用のあり方について検討を行うと。つまり2004年度、今年からのことです。こういう文書が入りました。全体を見ますと、弁理士制度のことがずっと書いてあります。

特許庁の方も弁理士試験の改革をやっているという動きになっているようでございます。

もう一つの報告は、今日の本会議で知的財産高等裁判所の法律が成立しました。来年の4月から施行になります。これは、また非常に画期的な第一歩です、判例の予測可能性、専門的な裁判所の方の人材育成という点で非常に力になると思います。まだ途上であるという事は、政府も政権与党の方も認識はあります。最終的には知的財産専門の裁判所というところに行くと思いますが、とにかく、今、いろんなところの意見も入れて、とりあえず第一歩を進めようという事で、画期的な第一歩であったということです。

それと、こういうふう政治の方を動かして、政府を動かす。これは、従来、我々がやってきた弁政連の

手法でございます。これは代議制民主主義をとる日本においては、全うなやり方であると確信しております。政権与党の力というのは、ニアイコール政府の力ですので、ここが動けば、我々の主張どおりに世の中は動いていくようになります。

加藤 基本的には、この弁理士の試験制度の改革という事が弁理士制度の改革の中心になると考えております。その目標というのは、基本的には、弁理士というのは、専門性、技術性及び国際性ということで特徴付けられます。これでいわゆる司法ルートからの知財専門家、この人たちのやる仕事は主に紛争解決、紛争処理と、これが中心になるわけですが、弁理士が知的創造サイクルに一貫関与するという形での専門化、しかも、国際的視野を持って行う。これは、やはり基本的に弁理士でないといけない事でありまして、これを更に充実させる事が我が国の知的財産立国、知的創造立国を更に推進する原動力になる。ここがまだ本当に真剣に中心に据えて今まで推進計画の中に置かれていなかった。これは、本当を言うとゆゆしき問題だと思うんですけども、やっと今回、自民党の知財合同会議の方で提言がありまして、それがすぐ、推進計画の中に反映されたという事で、言葉は非常に抽象的ではありますが、先程森会長の説明がありましたとおり、知財推進計画の中のこれこそまさに弁理士の試験制度を含めて、研修システム、それから、人材育成ですから、基本的には教育も含めて、弁理士制度を改革するという事を具体的に検討を始めるという事でございます。そのための具体的な方向性というのを緊急に弁理士会は提案していかなければいけない。そのための支援という形で、弁政連としては、一応、検討した結果を皆さんに報告させていただきます。

多肢試験、論文試験、研修、それから登録と、これが、基本的には骨格になると思います。

科目免除、研修免除というのがありますが、これはあくまですべて例示でございまして、趣旨は、骨格の方で、論文試験のところを見ますと、例えば、条約類とか民訴法、それから自然科学系という形で必要なものをきちっと入れるという反面、受験者の負担の軽減という事もできるだけ広く考えなくてはいけない。そのためには、そのプロセス教育というのがあるわけで、

法科大学院だとか専門職大学院、それから、もちろん自然科学系、法系の既存の大学も大学院もあるわけですから、そういった所での研修、あるいは科目の取得を科目の免除というような形で組み込んでいく形での全体的なトータルとしてのシステム、これを提案していったらどうかという事でございます。

研修につきましては、現在も研修所の方で既に500人を超える新人合格者の研修の問題で、もう数年前から検討して、改革もしつつあります。しかし、この研修はあくまでもまだ任意になっておりますが、これを、基本的には弁理士法の試験資格制度の中に正式に組み入れる形での研修、これはやはり絶対に必要だろうと考えます。

それから、最終的には、登録になって、弁理士としての可能な業務範囲、あるいは、持つべき能力というのは、本来の専門の範囲というものに加えて、更に外国問題、それから鑑定、相談、更に訴訟の問題、これは、もちろんADRについての基本的な代理業務、さらにADRを執行する業務、こういった事も含む形で必要な能力を担保するという事になるかと思えます。

更にプラスして、非専権の範囲での業務がございまして。契約、種苗法、著作権その他、関税率法の関連、更に、この秋からADRの基本法ができて、その後すぐ個別の士業ごとの代理権の法律改正を行う予定です。代理権の法律改正をやるだけではうまくいきませんで、それに対応する能力担保がやはり必要になります。こういった事を、基本的な弁理士制度の改革という事を通じて、将来的には、ここで審査官や審判官、こういった資格との弁理士資格というものを、資格的には、知財の人材一元化というような形で持っていく。これは、特許庁でも新しく審査官を大量に必要としているわけですが、弁理士というのが直ちに審査官になれる、そういう資格制度に今ない。一方、審査官を7年やると、やっと弁理士の資格がとれると、こういう制度になっているという事で、ある意味では一方通行というか、そういう感じになっていまして、これを人材の統一資格としての一元化する事によって、更にそういった事を一つのキャリアとして特許庁の審査官にチャレンジする、そういった弁理士も出てくる事で、これが望ましいと思えます。

それから、現行の付記弁理士についての問題というのは、あくまでも、全体的には、新しい弁理士制度、試験制度を含むものですがそれに対応する経過措置という考え方で対応できると考えております。もちろん既に付記弁理士になった方は、所定の実務研修をやって、さらに限定を解除する事も必要でしょうし、具体的には、現在の能力担保研修というのは、ある一定期間、継続して、希望者はできるだけすべて資格をとるように進むと、そういった形によって、最終的には新しい新弁理士制度と整合をとっていくと、こんなような構想を一応考えております。

<質疑応答>

近畿支部会員 福田 福田ですが、会則の改正についてお伺いしたいと思うんです。

本年度は去年の会則の改正案に基づいて会則の改定を検討されるのか、それとも、去年の改正案は白紙に戻して、純然たる、どこからも指を指されることのない、いかなる法律から見てもおかしくないような会則の改定をなさるのか、その辺についてご意見をお伺いしたいと思います。

吉田（稔） 今現在、役員組織検討委員会というところで、一つの部会が役員制度の検討、もう一つの部会が全国の支部展開の問題の検討をしています。今年の正副会長会は、前年度の役員組織検討ワーキンググループの報告、あるいは、総合政策検討委員会による報告ですね。一方は役員制度の改革のフレームワークですね。これは前年度の臨時総会で報告していると思うんですけども、その報告に沿って改革していこうと。

支部の問題についても、全国支部展開すべしという報告がありましたので、その方向でやっていこうということにしております。

ですから、去年の会則案がそのままたきになって検討しているわけではございません。

支部の問題につきましても、支部の権限等については、昨年度、いろいろ議論がございましたので、昨年度の正副会長会で、法律、民法の専門家3方に対しまして、弁理士法と、会則上の支部の権限の問題ですね。これについての見解を求めておるところでございます。

近畿支部会員 肥田 肥田です。

昨年末から日弁連と能力担保研修の講師派遣で大分もめたようですが、3月末に決着したと。弁理士サイドから書簡が出ているはずなんですが、その書簡はなぜ公表されないのでしょうか。

木下 昨年度、ご質問のように、能力担保研修の継続について意見の相違がありました。

意見の相違は、単独代理に関するものでしたが、日本弁理士会としては、将来について単独代理の主張をするというのが我々のかねてからの意見であり、知財推進計画にも記載されているとの立場でした。

この問題について、日弁連から覚書の案が提示されました。

覚書に関しても、意見の相違がありましたが、日本弁理士会としては、特定侵害訴訟代理に関する能力担保研修を継続したいという意向もあり、交渉を重ねた結果、最終的には、双方が歩み寄り、覚書を締結しました。

その公表云々については、相手方のある事ですので、交渉の内容を公表するという事はしませんでした。ただ、将来に禍根を残す事はないと考えております。

近畿支部会員 肥田 聞くところによると、禍根が残るという意見も聞いておるんですが、具体的な言葉のニュアンスとかいうのもあるでしょうし、できれば配布をされるとか、そういうことをされたほうがいいんじゃないんですかね。

木下 先ほども言いましたように、相手方のあることで、調印したものをこちらが一方的に配布することはできないと考えております。ただ、正副会長会の議事録にはきちっと残っておりますし、それから、その交渉過程の記録もメモとして残っております。

近畿支部副支部長 柴田 柴田です。

支部の予算をつくっているときに、要するに、会館をつくるからできるだけ支出を抑えよということですけども、会館なるものをどのような形でお考えになるのか。例えば、全国支部論が成り立てば、そんな大きな会館が要するのかどうか。そうすると、各支部の会館というのをどういうふうにお考えになるのか。

それと、その予算手続、予算措置ですね。それも、この前、小ぢんまりした会館を建てたときでさえ、長

年にわたって会員に負担をかけたわけですがけれども、そういう自前の会館が弁理士会にとってほんまに要るのかと、その辺をお聞きしておきたいんですけど。

浅賀 自前の会館が必要かどうか、その辺は、正副会長会としては、将来は新会館が必要になるかと考えておるんですけども、ただ、今すぐに必要かどうかということは、今言われた、東京まで支部をつくるのか、今後、会員がどのように、毎年500人、600人というのもずっとそのままいくのかどうか、それも非常に不確定要素が多いもんですから、その辺は慎重に考えていかなきゃいけないと考えておまして、その辺は、会館委員会のほうへ今投げております。

近畿支部副支部長 柴田 まだ決まっていないということですか。

浅賀 ええ。ということで、新会館は、すぐにつくらなきゃいけないというようなことは今のところ考えておりません。

近畿支部副支部長 柴田 ということは、会館を前提に支部の予算を、支出を減らせという、それはどういう意味ですか。

私、直接、会計を担当していないんですけども、聞いたところによると、要するに、会館をつくるから全体の支出を抑えようということは、会館の建設というか、取得というか、それが前提になっているのと違うかなという気がしたんですけども、私の誤解でしょうか。

福田 財務を担当している福田でございます。

特に、平成15年度は、一応、会館基金ということで3億円積み立てました。本年度は1億円入れております。ですけど、それによって支部の予算、あるいは一般会計、特別会計の予算を制限してほしいということは、要求はしておりませんでした。3月に、予算立てをしまして、約1億円ぐらいの赤字予算が出てきたのです。それで、これはやっぱり黒字予算を立てなければいけないということで、ある程度、絞るだけ絞ってみようかという検討はいたしました。会館と支部の予算とは直接関係はしていないはずですが、ですから、いろんな面でご無理させていただきましたということはございますけれど、それが、会館の基金との関係で無理をお願いしたということは、特にしていない

と思っております。

木下 ちょっと私のほうから補足説明させていただきます。

会館の基金は、会館の修繕とか、そういうものも全部含んだもので、新会館を建てるためではありません。そのところが、一つ誤解があるんだろうと思います。そういう基金を積み立てている。それは、昨年度の3億円とは別に、これから毎年1億円を積立てることにしたもので、今まで会館について、殊に大きな修繕等に向けて積み立ててこなかった。会館ももう10年以上になりますので、手狭になっており、これから、例えば、借り増しをすることなども検討する必要があります。建てるか、あるいは借りるか、先ほど会館担当が申し上げたように、今の時点では不明確であり、すぐに決めるという段階には至っておりません。

それで、予算全体の枠のお話をいたしますと、昨年度の予算枠、おおよそ13億円になっております。この1年間で会員が増えたことにより、増収が約1億円あります。今年度の予算規模は14億円になっております。ただ、昨年の臨時総会で決めさせていただきました、先ほどちょっとご説明した、今後、会館の修繕あるいは移転等が生じる場合に何らかの基金を積み立てておかなければいけないだろうということで、積立金を1人月1,500円行うということに決めさせていただきました。これに、会員数を掛けると約1億円になります。先ほど財務担当が説明したとおりです。そうしますと、今年度1億円の増収がありましたけども、その1億円がそのまま積立金に回っているということで、昨年度と同等規模の予算しか使えない、そこで、緊縮財政を敷いたというのが実情でございます。

単年度の会計を赤字予算にするのはよろしくないであろうということで、黒字予算にするためには、できるだけ削れるところは削りたい。ただ、新しい事業もやりたいということでご提案申し上げたのが現在の予算ということでございます。

矢野 違う質問でいきたいと思います。これはまたずっと違う場所でまたやってください。

ほかに何か質問はありますか。

近畿支部会員 福井 福井です。

2点ほど要望させていただきたいと思います。

まず1点目は、弁理士は資格業ですから、登録番号と氏名、それと認め判があったら、それでもう十分だと思うんですね。だから、役員選挙の立候補届は、近畿支部と東海支部でも受け付けできるようにしていただきたいんです。

2点目は、弁理士会が外部に発行されているパンフレットやリーフレットは全部、大阪分室だとか名古屋分室の表示です。このような広報活動に行うようなものはすべて大阪分室だとか名古屋分室の表示でやるのではなくて、近畿支部だとか東海支部という名前で発行していただきたいんです。

吉田（稔） 今のお話なんですけれども、近畿支部と東海支部でも、逆に、選挙管理委員会のほうが出張ってきて受け付けをしてほしいということですね。

近畿支部会員 福井 選挙管理委員会が、例えば近畿から出ているだとか、東海から出ているなら、それだけでいいんです。そういう人を委員にすれば費用はかからない。

吉田（稔） そうですね。今の登録番号と認め印と氏名が合っておれば、住所の細かいところまでは対照しなくてもいいのではないかといいことですね。はい、ご意見として管理委員会のほうへ。

近畿支部会員 福井 利益の回収も必要ですからね。

吉田（稔） 利益の回収は必要ですから、ちょっと上げてみたいと思います。

矢野 まだいっぱいあると思いますが。

近畿支部会員 福井 もう一つ質問。

矢野 じゃ、最後にします。

近畿支部会員 福田 弁理士会は、非常にいろいろ先進的な技術の導入をされていると思うんですけど、ところが、電話に関しては、今、IP電話が非常に進歩していて、同一のプロバイダーの加入者間であれば無料で異なったプロバイダーの加入者間でも、固定電話からの通話より安く、経費の節減に非常に役立つと思うんですが、本会のみならず、大阪分室も名古屋分室にもIP電話を導入されていない。これはどういうことなのでしょうかね。導入すれば、会員からの電話連絡も当然安くなると思いますので、会員のメリットも大きいと思いますよ。ぜひ導入していただきたい。

吉田（稔） 実は、それはちょっと事務局で昨年検

討してみたいなんですね。いろいろ固定電話しか対応できないとか、弁理士会というのはシステム電話になっていますよね。代表にかけると、担当の部署に回していけるということができないということが一つあったと。プロバイダーによっては必ずしも無料になるとは限らないという、その時点ではですよ。いろんなことがあったとか、そういうようなことで、まだちょっと早いのではないかと思われたという経緯がございしますが、テスト的には検討してみることも必要だと思いますので、そのような方向でもう一度検討してみたいなと思います。

近畿支部会員 福田 現在は、固定電話だけじゃなしに、携帯電話とも通信できるようになっていますね。ですから、その辺のところの検討を十分なさっていないんじゃないかと思しますので、よく検討いただきたいと思うんです。（（註）本年9月1日現在では、関西電力の子会社であるケイ・オプティコムが、eo-netフォンで一般加入電話（固定電話）への通話を、関西圏は7.77円/3分、その他地域は8.4円/3分で提供するようになっているので、近畿支部会員のメリットは更に高まっています。）

吉田（稔） 双方がIP電話にしないといけませんので、普及を図るためには、まず、弁理士会が設置することが必要なことなのかもしれません。方向としてはそのように思いますので、もう一度検討してみたいと思いますが、今現在、弁理士登録されている先生方の中で、IP電話とすぐわかる電話番号があるらしいんですよ、050から始まると。それは3名だそうです。

近畿支部会員 福田 050の電話番号を届け出していない人が大部分じゃないですか。

吉田（稔） そうですか、わかりました。

近畿支部会員 福田 おそらくEメールの届け出をしていない会員も多いと思いますよ。

吉田（稔） なるほど。じゃ、もう一度、その検討をする方向でやってみたいと思います。よろしいですか。

矢野 時間が参りました。まだまだ質問があると思いますが、非常に充実した2時間をつくっていただきました。どうもありがとうございました。